

茨城 トラック情報

2025
10
October

IBARAKI TRUCK INFORMATION

第168号



展望台



展望台からの眺め



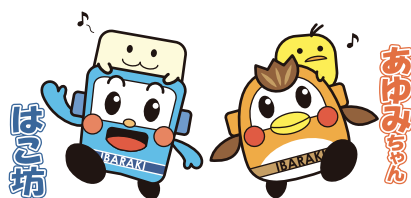
トリム広場



辰ノ口堰

辰ノ口親水公園 (常陸大宮市)

- 茨城運輸支局長表彰
- 令和7年度茨城県トラック協会長による役員及び従業員の表彰推薦について
- 全ト協表彰規程による表彰推薦について
- 中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー(オンライン形式)の開催について
- 省エネ運転講習会の開催について



茨ト協マスコットキャラクター

一般社団法人 茨城県トラック協会

<トピックス>

総務委員会	1
理事会	1
第68回関東トラック運送事業者大会	2
茨城運輸支局長表彰	3
事務局担当者会議	3
物流改正法に関するブロック別説明会	4
関東運輸局自動車交通部長来訪	5
第3回茨城県持続可能なトラック物流構築のための研究会	5
秋の全国交通安全運動キャンペーン	5
災害物流専門家研修	6
「働きやすい職場認証」取得セミナー	6
管理者向け教育研修会	6
引越基本講習会・引越管理者講習会	7

<部会だより>

引越部会	7
青年部会	7
女性部会	8

<協会だより>

令和7年度県ト協会長による役員及び従業員の表彰推薦	10
全ト協表彰規程による表彰推薦について	11
全ト協「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金」案内	14
中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー案内	15
省エネ運転講習会の開催について	16
第65回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画について	18
デジタル化相談窓口開設	23

<行政等だより>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	24
ちゃんとチェック!最低賃金(10/12から茨城県1,074円)	26
いばらき賃上げ・価格転嫁セミナー&個別相談会	28
防ごう大型車の車輪脱落事故	29
あなたの自動車は排出基準を満たしていますか?	31
STOP!不正軽油	32
積み荷の高さ把握してますか?	34
あなたの土地が狙われています	35
不法投棄のスマホでの通報にぜひご協力ください	36
12月運行管理者等指導講習日程(とちぎ安全教育センター)	37
交通安全かわら版(令和7年9月末の交通死亡事故)	38

<適正化だより>

第6回「初任運転者に対する特別な指導講習会」を開催	39
初任運転者教育の開催について	40
令和7年9月 適正化巡回指導項目別調査結果	44

<陸災防だより>

荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会	45
第40回全国フォークリフト運転競技大会	45
荷役作業安全ガイドライン説明会	46
講習会(11・12月)の案内	47

<お知らせ>

新規入会会員、退会会員	48
茨城県トラック協会人事異動	48
軽油価格調査報告	49
高野モナミのドライバー幸せ道案内	50

行事予定表

今月の表紙写真

久慈川の辰ノ口堰を核とした、総面積約34haの公園です。展望台のほか、芝生でのんびり過ごせるトリム広場、ふるさと館などを備えています。ふるさと館では手打ちそばも堪能できます。

総務委員会

9月2日（火）、茨城県トラック総合会館において、令和7年度第3回総務委員会並びに第1回適正化事業運営委員会合同会議を開催し、来年に茨城県で開催予定の第69回関東トラック協会事業者大会、トラックの日PR事業、会員の新規加入・退会、令和8年度トラック関係施策に関する要望書等について審議し了承され、理事会に上程することとなりました。

また、「交通事故・労働災害防止大会」及び「事故防止コンクール」等の活動について報告がありました。

なお、第69回関東トラック協会事業者大会に向けては、総務委員会が実行委員会となって大会の成功に向けて準備を進めていくこととなりましたので、会員各位のご理解ご協力をお願いいたします。



理事会

9月2日（火）、茨城県トラック総合会館において、令和7年度第5回理事会及び各部長合同会議を開催し、提出した議案について審議し、原案のとおり承認されました。

また、理事会終了後に小倉会長より「最近の物流に関する法改正について」及び「茨城県トラック協会の現状と課題」について講話がありました。



【審議事項】

- (1) 第69回関東トラック協会事業者大会について
- (2) トラックの日PR事業について
- (3) 会員の新規加入・退会の承認について
- (4) 令和8年度トラック関係施策に関する要望書について
- (5) 令和8年度貨物自動車運送事業等に関する要望書・令和8年度高速道路に関する要望書について
- (6) 就業規則の一部変更について
- (7) 第30回全国トラック運送事業者大会及び第68回関東トラック協会事業者大会について
- (8) 令和7年度荷主セミナーについて
- (9) 令和7年度役員及び優良従業員表彰式について
- (10) 令和8年賀詞交歓会について

【報告事項】

- (11) 定款第22条に基づく業務報告について
- (12) 熱中症防止対策助成金交付要綱の制定について
- (13) 「交通事故・労働災害防止大会」開催計画書の提出について

- (14) 令和7年度各支部における福利厚生事業に対する助成について
- (15) 令和7年度事故防止コンクールについて
- (16) 「運送申込・書面化アプリ」について
- (17) 令和7年度安全性優良事業所申請状況について
- (18) 今後の主な予定について
- (19) 第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会について
- (20) 令和7年度茨城県産業安全衛生大会について
- (21) 陸災防茨城県支部の主な活動状況について
- (22) その他

第68回関東トラック協会運送事業者大会

9月12日（金）、栃木県宇都宮市のライトキューブ宇都宮において、「第68回関東トラック協会運送事業者大会」が開催され、関東各地から369名、茨城県から36名が出席しました。

冒頭、関ト協の水野功会長は、「業界が更なる発展を遂げるために、今般可決成立された『改正事業法』及び『トラック事業適正化関連法』により、新たなトラック輸送の時代が始まる。社会に選ばれるよう初心に立ち返り、事業展開をしていく必要がある。関東トラック協会としても、会員各所が直面している課題を取り上げ、一都七県が緊密な情報交換を行って、互いに知恵を出し合い、会員のため、協会の発展のため努力していく」と挨拶しました。

続いて、栃ト協の半田臣一会長が議長に就任し、前回事業者大会結果と要望活動について報告が行われた後、MLBジャーナリストのAKI猪瀬氏による「恐れずに、前へ進み出す勇気を」と及び宇都宮市建設部LR T整備課整備グループ係長の鱒淵良人氏による「芳賀・宇都宮LR T事業について」と題した記念講演が行われました。

この後、栃ト協の松崎恭博青年部会長が、大会宣言（案）を読み上げ、満場一致で採択され、大会を締めくくりました。

また、功労者表彰式では全体で6名、茨城県では熊谷寛静前副会長及び来栖孝前副会長が表彰されました。



<第68回 関東トラック協会事業者大会スローガン>

- 一．労働時間規制の強化に対応した働きやすい職場環境の整備による労働力の確保と人材育成に向けた諸対策を推進しよう
- 一．標準的運賃を活用した適正な運賃・料金の収受による継続的なトラック輸送を推進しよう
- 一．交通事故・労働災害防止対策の徹底により安全・安心を確保しよう
- 一．大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立を図ろう

- 一．適正化事業の推進により法令順守を徹底しよう
- 一．自動車関係諸税の簡素化・軽減を実現しよう

茨城運輸支局長表彰

9月18日（木）、茨自販福祉センター（水戸市吉沢町）において、令和7年自動車運送事業運転者及び運行管理者茨城運輸支局長表彰式が行われました。



【運転者受賞者】

バス部門、ハイヤー・タクシー部門及びトラック部門計35名の方々が受賞され、トラック部門からは11名が優良運転者として永年の功績により受賞されました。受賞者は、次の通りです。（敬称略）

矢吹 幸男	日立埠頭(株)	関 一徳	関東イチミヤ物流サービス(株)
鈴木 孝	日立埠頭(株)	小泉 拓哉	関東イチミヤ物流サービス(株)
小森 武史	(株)ヤマガタ	居舘 敏之	吉川自動車運(株)
根本 広幸	(株)ヤマガタ	加瀬 貴浩	日本液体運輸(株)
倉持 誠	(株)ヤマガタ	岩崎 幸一	日本液体運輸(株)
佐藤 嘉見	(株)ヤマガタ		

【運行管理者】

運行管理者として10年以上従事し、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態が優良なことにより受賞されました。受賞者は次の通りです。（敬称略）

押川 佳孝 トヨタモビリティパーツ(株)

事務局担当者会議

9月18日（木）、茨城県トラック総合会館において、令和7年度第1回事務局担当者会議を開催しました。各支部のトラックの日PR事業の内容、交通事故防止コンクール、各種セミナー・講習会開催計画、正しい運転・明るい輸送運動及び年末・年始輸送安全総点検運動に関する広報活動等、当面の諸課題等について事務局より説明があり、その後、意見交換が行われました。

【主な議題】

- (1) トラックの日PR事業活動について
- (2) 当面の諸課題について
- (3) その他



物流改正法に関するブロック別説明会

国土交通省関東運輸局茨城運輸支局主催の物流改正法に関するブロック別説明会を、8月21日（木）にポリテクセンター茨城（常総市）において、同月28日（木）にかみす防災アリーナ（神栖市）において、9月22日（月）に茨城県トラック総合会館において開催し、計310名が熱心に聴講されました。

令和7年4月に施行された物流改正法による荷主・トラック運送事業者等に対する規制措置（書面交付の義務化・実運送体制管理簿の作成等）を、事業者が改正内容に沿って円滑に対応できるよう、改正法の趣旨や事業者が取り組むべき措置などについて解説する重要な説明会で、6月24日の当協会の総会後に開催した説明会が初回でしたが、更に周知を図るために県南県西地区、鹿行地区、県央県北地区に分けて開催されました。

説明会は、第1部では国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課の山口智之課長補佐より「改正流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（新物効法）について」のご講演をいただき、続いて第2部では、同局茨城運輸支局輸送担当首席運輸企画専門官の小菅達也氏及び運輸企画専門官の岡野颯氏より「改正貨物自動車運送事業法」と「トラック・物流Gメンの取組」についてご講演をいただきました。



ポリテクセンター茨城(8/21)



ポリテクセンター茨城(8/21)



かみす防災アリーナ(8/28)



かみす防災アリーナ(8/28)



茨城県トラック総合会館
(9/22)



茨城県トラック総合会館
(9/22)

関東運輸局自動車交通部長来訪

9月10日（水）、国土交通省関東運輸局自動車交通部の佐藤直人部長が茨城県トラック総合会館を訪れました。

自動運転ひたちBRT視察の一環として立ち寄られ、当協会並びに茨城県バス協会、茨城県ハイヤー・タクシー協会の各会長と、各事業における現状と課題について意見交換を行いました。この中で、トラック運送事業については、小倉会長が「更新制度導入に向けた検討の情報を早めに知らせてほしい」とお願いし、それに対して佐藤部長は「出来る限り対応したい」と述べました。



第3回茨城県持続可能なトラック物流構築のための研究会

9月25日（木）、茨城県トラック総合会館において、第3回茨城県持続可能なトラック物流構築のための研究会を開催しました。

最初に、流通経済大学流通情報学部の大島弘明教授より「持続可能なトラック物流構築に向けたアンケート調査」の結果について説明をいただきました。その後、茨城県産業戦略部中小企業課より「事業継承・M&A」に関する支援事業の状況について説明をいただくとともに意見交換を行いました。



秋の全国交通安全運動キャンペーン

9月20日（土）、常磐自動車道下り守谷サービスエリアにおいて、茨城県トラック協会と茨城県警察本部高速道路交通警察隊の共催による秋の交通安全運動キャンペーンを行いました。

県警高速隊の川上栄司隊長、当協会の小倉会長の挨拶の後、県警音楽隊のミニコンサート並びにネクスコ東日本をはじめとした関係機関の参加者が、サービスエリアの利用者に茨城県産の新米（450g入り）1,000袋と交通安全啓発グッズを配布しながら、「交通安全の願いを込め（コメ）で、シンマイ（新米）ドライバーの気持ちで初心に帰って運転しましょう」と呼びかけました。

当日は天候にも恵まれ、祝日ということもありサービスエリアを訪れた多くの利用者に交通安全の呼び掛けをすることができました。



災害物流専門家研修

9月9日（火）、茨城県トラック総合会館において、「災害物流専門家研修」を開催し、茨ト協会員事業所、各支部事務局、オブザーバーの15名が参加しました。

N X 総合研究所の椎名博幸氏、興村徹氏を講師に、災害時物流の支援物資に関する基礎知識や自治体との支援物資関連体制の仕組みの重要性などについて学びました。

研修終了後は、受講者全員に修了証が交付されました。



「働きやすい職場認証」取得セミナー

9月11日（木）、茨城県トラック総合会館において、「働きやすい職場認証」取得セミナーを開催し、来所8社9名・WEB（ZOOM）7社9名が参加しました。

一般財団法人日本海事協会ならびに認定推進機関の東京海上日動火災保険㈱にご協力いただき、WEB会議システム（ZOOM）を使用してセミナーの同時配信も行いました。

セミナー前半では、日本海事協会の藤田直樹氏より、働きやすい職場認証制度の効果と活用事例、働きやすい職場認証の概要・取得のポイントについて詳しく説明していただきました。

後半は、東京海上日動火災保険海上業務部貨物営業開発グループの飯野正美氏より、トラック業界の働き方改革・就業規則・賃金規程の見直し、働きやすい職場認証の概要・取得のポイントについて説明していただきました。

参加者は、最後まで真剣に受講していました。



管理者向け教育研修会

9月16日（火）・17日（水）の両日、茨城県トラック総合会館において「管理者向け教育研修会」を開催し、22社25名が参加しました。

とちぎ安全教育センター㈱に講師をお願いし、基礎編では、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号）に対応した研修を実施しました。

応用編では、トラックを使用した実技、縄を使った積み荷の固縛方法等を交えて、実際の教育・指導方法について解説していただきました。

参加者は、最後まで真剣に受講していました。



引越基本講習会・引越管理者講習会

9月24日(水)、茨城県トラック総合会館において、引越基本講習会を開催し、11名が参加しました。

この講習会は、引越に係る基本的な知識を身につけることを目的に実施するもので、当日は公益社団法人全日本トラック協会輸送事業部次長の小山誠氏から、引越業界の現状、標準引越運送約款等、基本的な事項を中心に説明していただきました。

また、9月25日(木)には、茨城県トラック総合会館において、引越管理者講習会を開催し、19名が参加しました。

この講習会は、引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の認定要件の一つとして、引越運送事業に携わる実務者が利用者サービスの向上を図るため、必要な知識を習得することを目的に実施するもので、前日と同様に小山誠氏から、午前は引越関係法令の解説等を中心に説明していただき、午後はグループに分かれて事例研究を行い、「紛失、毀損、遅延」に係る賠償の対応について、熱心な意見交換をしました。



引越基本講習会



引越管理者講習会

部会だより

【引越部会】(小林一之部会長)

9月10日(水)、東京国際展示場(東京ビッグサイト)においてアジア最大級の物流・ロジスティクスの展示会「国際物流総合展2025」への視察研修を実施しました。

会場には、国内外から462社が1,859ブースを出展し、保管機器、パレット、情報システム、ロジスティクスサービスなど物流に関するあらゆる製品、サービスが紹介され、参加者は先進情報を収集し、有意義な研修になりました。



【青年部会 交通事故防止教室】(佐藤武志部会長)

青年部会は、小学校及び中学校にて交通事故防止教室を開催しました。

青年部会員が講師となり、トラックを使用した内輪差による左折巻き込み事故の実演、飛び出し事故実験、自転車の危険運転の実演、トラック乗車体験による運転席からの見え方や死角等の授業を行いました。

生徒は、トラックは視野が広くて周りがよく見えるわけではなく、運転席からはかなり見えない所がある事に驚き、「これからは注意して道路を通行することを心掛けます」などと話していました。

<常総支部>

9月22日(月)、八千代町立八千代東中学校において、全校生徒約140名を対象に実施しました。



<鹿行支部>

9月24日(水)、行方市立麻生小学校において、1～6年生284名を対象に実施しました。

当日は、行方警察署、茨城交通安全講師のご協力のもとで行いました。



【青年部会 チャリティーゴルフコンペ】(土浦支部)

9月17日(水)、快晴の中、第31回チャリティーゴルフコンペを太平洋クラブ美野里コース(小美玉市)で開催し、43名が参加しました。

参加者からのチャリティー募金86,000円は、茨城新聞文化福祉事業団の交通遺児支援に寄付いたしました。ご協力いただいた皆様には深く感謝申し上げます。青年部会では、これからも地域社会に貢献できる活動を続けて参ります。



【女性部会 交通事故防止活動】(飯島智佳子部会長)

9月24日(水)、女性部会は筑西警察署と共催で、道の駅「グランテラス筑西」(筑西市)において、交通事故防止を呼び掛ける活動を部会長以下19名が参加して行いました。

残暑の中、筑西警察署の成木貴昭署長、東海林俊介交通課長、当協会の小倉会長も参加して、この地域の特産品である梨(ナシ)を、道の駅を訪れた多くのドライバーに配布しながら、「事故ナシ」「飲酒運転ナシ」を呼び掛けました。また、46台分の大型車駐車スペースに駐車中のトラックドライバーにも、物流を支えていることへの感謝を込めて配布し、用意した500個の梨は30分余りでなくなりました。



【女性部会 全国研修会】（飯島智佳子部会長）

9月26日（金）、京王プラザホテル（新宿区）において、令和7年度全ト協女性部会全国研修会が開催され、県ト協女性部会からは5名が参加しました。

冒頭、原玲子全ト協女性部会長のご挨拶に続いて、楠木寿嗣全ト協副会長よりご挨拶をいただき、研修に移りました。

第一部では、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長の三輪田優子氏より「トラック運送業に関する最近の動向」について講演をいただきました。

第二部では、関東運輸局交通政策部長の矢吹尚子氏より「国土交通分野におけるジェンダー主流化について」の講演をいただきました。

研修会終了後は、交流会が和やかな雰囲気の中で行われました。



令和7年度茨城県トラック協会長による 役員及び従業員の表彰推薦について

令和7年度茨城県トラック協会長による役員及び従業員の表彰を行いますので、該当者がおりましたら、下記により推薦をお願いいたします。

記

1. 表彰の範囲

- (1) 貨物自動車運送事業者及び事業者団体の役員で、次に該当する者
 - (イ) 当該事業の役員で、10年（6月30日より遡及）以上業務に精励しその功績が顕著な40歳以上の者
 - (ロ) 当該事業の団体の役員で、その功績が顕著なもので前号に準ずる者
- (2) 貨物自動車運送事業の運転者及びその他の従業員で次に掲げる者
 - (イ) 危険をかえりみず職務を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
 - (ロ) 有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者
 - (ハ) 運転者として、10年（6月30日より遡及）以上貨物自動車運送事業に勤務し、この間引続いて5年以上責任事故のない者
- (3) 貨物自動車運送事業の職員及び支部の職員として15年（6月30日より遡及）以上その業務に精励し、この間引続いて5年以上責任事故がなく当該事業の発展に寄与し、満40歳以上でその功績が顕著な者

2. 提出期日

11月14日（金）までに当協会に必着のこと

3. 提出書類（協会のHPからダウンロードできます）

- (1) 功績調書 (2) 履歴書 (3) 無事故証明書
- (4) 在職証明書 (5) 責任事故に関する申立書

4. 表彰式

令和8年1月13日（火）15時予定

5. 問合せ先

一般社団法人茨城県トラック協会 総務部 小松崎・山田
TEL 029-303-6363

全ト協表彰規程による表彰推薦について

全日本トラック協会の運営ならびにトラック運送事業及び利用運送事業の健全な発展に寄与するとともに、当該事業の社会的地位の向上に貢献した者の功績を讃える全日本トラック協会表彰規程による表彰の推薦を該当者がおられましたら下記要領により、11月28日（金）までに提出下さるようお願いいたします。

記

1. トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
2. トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに利用運送事業の従業員で次に掲げる者
 - イ 危難を顧みず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
 - ロ 有益な発明、考案、改良又は研究を行い運送業務に著しい貢献をした者
 - ハ 運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者
3. 提出書類（提出部数2部）
 - イ 功績調書（様式第1号）
 - ロ 履歴書
 - ハ その他選考の参考となる資料
（運輸に関する表彰状、又は感謝状等の写し）

※ 無事故無違反証明書は必要ありません。

様式第 1 号

令和 年 月 日

功 績 調 書

一般社団法人 茨城県トラック協会

1. 事業所の住所 及び名称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の ふりがな 役職 氏 名 生年月日	 昭和・平成 年 月 日生まれ
3. 推薦順位	
4. 推薦理由	
5. 賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる事項	

履 歴 書

本 籍 地

現 住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生 (才)

学 歴

1. 年 月 卒業

職 歴

1. 自 年 月 日

至 年 月 日

1. 自 年 月 日

至 年 月 日

1. 自 年 月 日

現在從事中

賞 罰

1. 年 月 日

1. 年 月 日

全日本トラック協会による 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金」のご案内

1. 主な助成要件

1, 000リットル以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設を行い、令和7年4月1日～令和8年2月27日までに市町村（各市町村地区消防組合等）による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。

2. 助成対象者

・会員事業者

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去（平成20年～26年度及び平成28年～令和6年度）に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合、連合会は助成対象外とする。

3. 助成金額

軽油供給施設の新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

※ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

4. 全ト協助成金予算額 1億円

※予算に達した場合はその時点で申請受付を終了

5. 公募期間 令和7年8月1日(金)～令和7年10月31日(金)

6. 交付申請・実績報告時必要書類

・交付申請時：①助成金申請書 ②施設工事契約書又は注文書・注文請書の写し
③設置許可申請書および設置許可書写し ④誓約書
※増設の場合、③は変更許可申請書および変更許可書の写し

・実績報告時：①実績報告書 ②図面（全体概要図・平面図・立面図・周辺地図）
③請求書及び明細書の写し
④支払いが完了していることを証する書類（領収証の写し）
⑤完成検査証の写し ⑥写真（工事施工前・施工中・完成後）

7. 本制度での「新設」「増設」の区分について

消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により判断する。

・設置許可書：「新設」で申請
・変更許可書：「増設」で申請

8. 申請先

・会員事業者は、茨城県トラック協会へ申請

9. 問合せ先 茨城県トラック協会 業務部 飯島・中村

電話：029-303-6363

中小トラック運送事業者のための DX 推進セミナー（オンライン形式）の開催について

働き方改革に対応した労働時間の短縮等、労働環境改善対策の一環として、中小トラック運送事業者における情報化推進による生産性の向上と「データ経営」による見える化などDX推進の実現を支援すべく、機器及びシステムの活用事例を紹介する標記セミナーを下記の日程により開催いたします。

つきましては、参加ご希望の方は、申込書にご記入の上、10月28日(火)までにFAXまたは、セミナー予約システムにてお申込み下さい。

※セミナー予約システム『<https://seminar.ibatokyo.or.jp/>』

記

1. 日 時 令和7年11月6日（木）13時30分～17時00分まで(受付13時から)
2. 開催方法 オンライン形式(Web 会議システム(ZOOM)を使用してのセミナーとなります。)
3. 講 師 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏
4. 内 容 第1部①2024年問題とIT活用について②DX(デジタルトランスフォーメーション)とは
③DX活用による経営改善④DX活用事例⑤情報セキュリティと個人情報保護
第2部 デモンストレーション
5. 受講者枠 100名(先着順)
6. そ の 他 セミナー参加方法は、WEBのみ参加になりますのでメールアドレスの記載をお願いします。後日、詳細をご連絡致します。
7. 問合せ先 茨城県トラック協会 業務部 飯島・中村 電話：029-303-6363

中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー参加申込書

茨城県トラック協会 あて FAX: 029-243-5936 令和7年 月 日

会 社 名			
連 絡 先			
参加者名	氏 名	役 職	
	メールアドレス		
参加者名	氏 名	役 職	
	メールアドレス		

省エネ運転講習会の開催について

燃料価格高騰に伴う輸送コスト対策および事故防止、環境問題対策の一環として、管理者・運転者を対象とした省エネ運転講習会(実技を含む)を下記のとおり開催致します。

つきましては、参加ご希望の方は別紙申込書にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

なお、本講習会は「Gマーク」認定の加点対象となります。

記

1. 開催日時

[第1回] 令和7年12月20日(土)

[第2回] 令和8年1月17日(土)

[第3回] 令和8年2月21日(土)

※各回8時50分集合、9時00分～15時30分を予定しております。

2. 開催場所

常陸大宮市長倉2023

日野自動車株式会社『茨城御前山テストコース』

電話0295-55-3122

3. 講師

日野自動車株式会社 担当者

4. 募集人員(各回)

①大型車(11トン車使用) 14名

②中型車(4トン車使用) 7名 計21名

※1 先着申込順により、定員になり次第締め切ります。

※2 申込み人数によって、使用車両の変更をお願いする場合がありますので、予めご了承願います。

※3 AT限定免許は受講不可(マニュアル車を使用)

5. その他

①昼食は当方で準備します。

②当日の緊急連絡先 090-4967-1338

③当日テストコースに入場する車両の変更が無いようご協力をお願いいたします。

④申込書受領後、受付印を押印しFAXにて返送いたしますが、万が一届かない場合には、お手数ですが事務局までご連絡ください。

◆本件に関する問合せ先

茨城県トラック協会 業務部 横須賀・猪瀬

TEL 029-303-6363

別紙

令和 年 月 日

(一社)茨城県トラック協会 あて

FAX : 029-243-5936

省エネ運転講習会参加申込書

住 所

会 社 名

担当者名

T E L

F A X

参加者	フリガナ		
	氏 名		
希望する日程及び 使用車に○印をつ けて下さい	第1回	令和7年12月20日(土)	大 型 中 型
	第2回	令和8年 1月17日(土)	大 型 中 型
	第3回	令和8年 2月21日(土)	大 型 中 型
運転免許証の種類	大型 ・ 中型 ・ 限定中型(8トン)		
メーカー名 車 種 名 車両ナンバー	例: トヨタ プリウス 水戸 301 そ 3130		

※メーカー名、車種名、車両ナンバーは当日テストコースに入場する自家用車等の情報を正確に記入してください。

協会受付印

第65回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画について

令和7年9月5日

公益社団法人全日本トラック協会

第65回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目 的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和7年11月16日（日）から令和8年1月10日（土）まで

3. 主 催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後 援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（1） 飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和6年3月に公表した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」や法令改正を踏まえ全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール依存症への対応とともに、アルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の確実な報告等について指導を徹底する。

また、令和6年10月の飲酒運転に対する処分基準強化を踏まえ、交通対策委員会で決議したトラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化により、飲酒運転を根絶する。

（2） 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」、及び高速道路での死傷事故の約7割を占める「追突事故」を防止するため、全ト協制作の資料『プラン 2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』※を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、交差点及び追突事故防止の徹底に努める。

また、全ト協では、交差点左折時の9割近くが対自転車事故であることから、全ト

協の安全装置等助成事業対象装置で後付け装着が可能な「側方衝突監視警報装置」の普及促進を図る。

※全ト協ホームページ URL

資料『プラン 2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』

<https://jta.or.jp/member/anzen/plan2025seminar.html>

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者等は、令和6年4月適用の改正改善基準告示を遵守するとともに、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、運行管理者等は、運転者に対する点呼の際、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底を図る。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等

経営者等は、道路交通法に規定されている乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、違法駐車禁止や適正な車間距離の確保、車内ゴミのポイ捨ての禁止など運転マナー向上について関係者を指導する。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務をさせないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にする書面契約を締結するとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。

また、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため、令和5年10月より昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量2トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されたことなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会

「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf

「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」

https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/202504_kaisei_point_question_answer.pdf#page=5

(8) 高速道路における事故防止の徹底

運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、依然として後を絶たない大型トラックの車輪脱落事故防止の徹底を図るため、国土交通省が策定する「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施の徹底を図る。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期に雪道での走行が可能な冬用タイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況に応じてタイヤチェーンを装着するなど適切なすべり止め措置を講じる。

また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、化石燃料の使用量を削減し、地球温暖化の原因となるCO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

- ① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図るとともに、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙(誌)、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実に効果的に実行できるよう努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。

- ⑥ 本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。(推薦の細部については別途連絡)

(3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、交通事故防止活動の推進と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞
URL https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

茨城県トラック協会会員限定 デジタル化相談窓口開設



～この度、茨城県トラック協会では、関彰商事株式会社様において会員限定の専用相談窓口を開設しました。～

令和 5 年 1 月 1 5 日より

こんなお悩みございませんか。

- ◆ 事務所にインターネットを繋ぎたい！
- ◆ メールアドレスを作りたい！
- ◆ パソコンが欲しい！
- ◆ 業務効率化のためのシステムを導入したい！
- ◆ システムをクラウド化していきたい！
- ◆ 事務所のセキュリティを強化したい！

でも、どこに相談していいかわからない、、、

お気軽にご相談ください！！

～相談料は無料です。～

※注意事項

- お電話いただく際は、会社名と茨城県トラック協会の会員である旨をお伝えください。
- 内容によっては後日ご訪問させていただく場合がございます。
- PC 障害等の対応は出来かねます。
- 受付時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日・祭日は除く）

ご連絡先



関彰商事株式会社
関彰サポートセンター（フリーダイヤル）
TEL：0120-258-569

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しな寄せ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。
特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

(R7.10)

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☒

茨城県 最低賃金

令和7年
10月12日 から
時間額

1,074 円

前年比 **UP**
69円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
茨城労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



茨城労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう！(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

B 日給の方

日給 円 $\div$ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

C 月給の方

月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

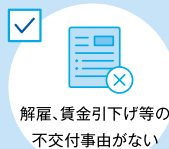
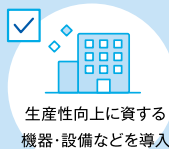
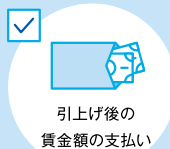
詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給ま での流 れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
審査

3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査

4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R7.9)



茨ひより
(茨城県公認VTuber)

県内中小企業・小規模事業者の皆様向け

いばらき 賃上げ・価格転嫁 セミナー&個別相談会

～賃上げ助成金の活用と価格転嫁のポイント～



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

各会場
60名様
限定！

今年度の最低賃金改正額が、令和7年10月12日から、過去最高の1,074円となります。最低賃金の改正概要や、国及び県の各種助成金の活用方策、さらには、適正な価格転嫁に関するセミナーを県内5会場で開催します。社会保険労務士による無料の個別相談会も開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

プログラム

14:00～14:45 第1部

最低賃金の改正と活用可能な国・県の支援策

講師：社会保険労務士

14:50～15:30 第2部

適正な価格転嫁を実現するためのポイント

講師：中小企業診断士

個別無料相談会

セミナー第1部終了後、次の時間帯で相談会を開催します。参加をご希望の方は、セミナー申込の際に希望の時間帯をお申し出ください。

① 14:50～15:05 ② 15:05～15:20

③ 15:20～15:35 ④ 15:35～15:50

※各枠3～4組限定

※ 個別無料相談会の時間帯については、定員の都合上、ご希望に添えない可能性もございますので予めご了承ください。相談時間帯は決定後事務局より個別にご連絡いたします。

日程	会場（所在地）
県央会場 10月29日(水)	茨城県開発公社ビル 中会議室（水戸市笠原町978-25）
県西会場 11月6日(木)	茨城県県西生涯学習センター 中講座室（筑西市野殿1371）
県南会場 11月12日(水)	茨城県県南生涯学習センター 中講座室2（土浦市大和町9-1ウララビル5F）
県北会場 11月14日(金)	日立地区産業支援センター 第2・3研修室（日立市西成沢町2丁目20-1）
鹿行会場 11月19日(水)	茨城県鹿行生涯学習センター 講座室1（行方市宇崎1389）

※ 県央会場でのセミナーについて、後日、県HPでのアーカイブ配信を予定しております。



各開催日の前日までに、左の二次元コード、または以下のURLからお申し込みください。

<https://h7.jir-web.co.jp/n/form/vdkb/VUn7tK9TD4afVUv9NPTdp>

主催



茨城県 茨城労働局



茨城県社会保険労務士会



茨城県中小企業診断士協会

後援

日立市

お問い合わせ

（セミナー申込に関すること）
（県の賃上げ支援策に関すること）
（価格転嫁促進事業に関すること）

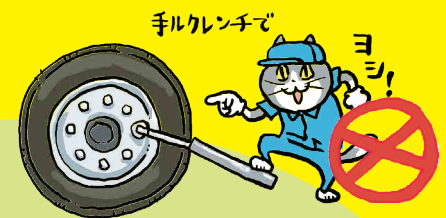
（株）常陽産業研究所
茨城県労働政策課
茨城県中小企業課

TEL:029-233-6734（県委託事業者）
TEL:029-301-3635
TEL:029-301-3550

防ごう 大型車の車輪脱落事故



事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。



ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会 いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDT・トラック
全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



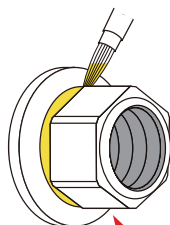
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

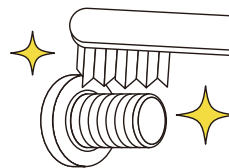
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



九都県市からのお願い

あなたの自動車は排出基準を満たしていますか？

～ディーゼル車の首都圏への乗り入れ規制について～

首都圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）では、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）による大気汚染対策として、平成 15 年 10 月から、一都三県の条例により排出基準を満たさない旧型式のディーゼルトラック・バスなどの運行を禁止しています。この条例は、周辺地域から乗り入れてくる車両を含め、首都圏を運行する全てのディーゼル車に適用されます。

九都県市では、条例に基づく検査や広報活動などを実施しておりますが、未だに条例の排出基準に適合しない車両が首都圏を運行していることが確認されています。

首都圏を運行される際は、あらかじめご確認をお願いします。
排出基準に適合した自動車を利用し、あおい空を守りましょう！

規制の主な内容

粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車は、首都圏で運行が禁止されています。

対象地域	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ地域を除く。）、神奈川県
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
罰則等	50万円以下の罰金

排出基準を満たさないディーゼル車とは

自動車検査証の「型式欄」に次の記号がある車両は、次の地域では運行できません。なお、条例で指定された粒子状物質減少装置を装着した車両であれば運行が可能です。

①千葉県、神奈川県で運行できない車両

⇒ K－、N－、P－、S－、U－、W－、KA－、KB－、KC－、
記号がない昭和 54 年ごろまでに製造された車両

②埼玉県、東京都で運行できない車両

⇒ ①に加え、KE－、KF－、KG－、KJ－、KK－、KL－、HA－、
HB－、HC－、HE－、HF－、HM－

お問い合わせ先（九都県市首脳会議）

埼玉県	環境部大気環境課	048-830-3064
千葉県	環境生活部大気保全課	043-223-3810
東京都	環境局環境改善部自動車環境課	03-5388-3598
神奈川県	環境農政局環境部環境課	045-210-4180
横浜市	みどり環境局環境保全部大気・音環境課	045-671-3843
川崎市	環境局環境対策部環境対策推進課	044-200-2517
千葉市	環境局環境保全部環境規制課	043-245-5189
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課	048-829-1330
相模原市	環境経済局環境部環境保全課	042-769-8241

九都県市あおぞらネットワーク
<https://www.9taiki.jp/>



不正軽油

STOP!

売らない!
買わない!
使わない!

ディーゼル車に
軽油以外の油を給油したり、
軽油に他の油を混ぜる行為は
脱税行為です。
不正軽油に関わる人は
全て罰せられます。

不正軽油に関する情報をお持ちの方は
不正軽油110番までご連絡ください

- 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っている
- 不審な施設にタンクローリーが出入りしている
- あやしい業者が格安な燃料の売込みをしている

不正軽油110番

フリーダイヤル
24時間受付
0120

0120-241-744

ふ せ い な し !

◎不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください。 Email : zeimu6@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県不正軽油撲滅対策協議会

一般社団法人茨城県建設業協会・一般社団法人茨城県産業資源循環協会・一般社団法人茨城県自動車整備振興会・茨城県石油商業組合
一般社団法人茨城県トラック協会・一般社団法人茨城県バス協会・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局・茨城県警察本部・茨城県



不正軽油とは

軽油引取税（１リットル当り32.1円）のかかっていない灯油や重油等を軽油に混ぜるなどして製造された燃料のことです。

不正軽油を販売・使用したり、灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として、販売・使用することは脱税です。

不正軽油は社会と環境に悪影響を与える重大な犯罪です。

悪質な脱税行為というだけでなく、製造や使用によって土壌や大気を汚染する環境破壊でもあります。



不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

不正軽油を製造、販売、購入、使用などを行った人だけでなく、不正軽油の材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも罰則が適用されます。

また、委託を受けて不正軽油を製造したり、製造施設を貸した人には、連帯して納税義務が課されます。

項 目	懲 役	罰 金 刑	法 人 重 科 ※3
脱 税	10年以下	1000万円以下	—
製 造	10年以下	1000万円以下	3億円以下
供 給 ※1	7年以下	700万円以下	2億円以下
購 入 ※2	3年以下	300万円以下	1億円以下
検 査 拒 否	1年以下	50万円以下	—

※1 不正軽油の原材料を提供・運搬

※2 不正軽油の運搬・保管・販売・購入

※3 法人の業務において代表者や従業員が違法行為を行った場合、法人に対しても罰金刑が科されます。



灯油・重油を自動車へ給油してはいけません！

セルフ式ガソリンスタンドにおいて、直接、自動車の燃料タンクに灯油を給油している行為が確認されています。

そのような行為は、脱税であり、罰則が適用になります。

また、重油を自動車へ給油した場合も、同様に罰則が適用になります。



バイオディーゼル燃料と軽油等を未承認で混ぜてはいけません！

バイオディーゼル燃料とは、植物油脂や廃食油などの原料からつくられる軽油代替燃料のことです。

バイオディーゼル燃料を100%で使用する場合は課税対象ではありません。

しかし、バイオディーゼル燃料と軽油・灯油・重油などを混ぜて販売又は使用する場合は、事前に都道府県知事から承認を受ける必要があります。

承認を受けずに使用すると脱税であり、罰則が適用になります。

《参考》

「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」では、軽油成分上バイオディーゼル燃料が5%まで認められておりますが、地方税法では混和製造承認が必要となりますのでご注意ください。



積み荷の高さ 把握していますか？



高さ制限を超える車両の通行は法令違反です。

橋げた・橋げた防護工への衝突事故にご注意ください。

東海旅客鉄道株式会社

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会／一般社団法人 神奈川県トラック協会／一般社団法人 山梨県トラック協会／公益社団法人 長野県トラック協会／一般社団法人 岐阜県トラック協会

一般社団法人 静岡県トラック協会／一般社団法人 愛知県トラック協会／一般社団法人 三重県トラック協会／一般社団法人 滋賀県トラック協会／一般社団法人 京都府トラック協会／一般社団法人 大阪府トラック協会

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人 東京建設業協会／一般社団法人 神奈川県建設業協会／一般社団法人 山梨県建設業協会／一般社団法人 長野県建設業協会／一般社団法人 岐阜県建設業協会／一般社団法人 静岡県建設業協会

一般社団法人 愛知県建設業協会／一般社団法人 三重県建設業協会／一般社団法人 滋賀県建設業協会／一般社団法人 京都府建設業協会／一般社団法人 大阪建設業協会

一般社団法人 全国レンタカー協会

一般社団法人 東京都レンタカー協会／一般社団法人 神奈川県レンタカー協会／山梨県レンタカー協会／長野県レンタカー協会／岐阜県レンタカー協会／静岡県レンタカー協会／一般社団法人 愛知県レンタカー協会

三重県レンタカー協会／一般社団法人 滋賀県レンタカー協会／一般社団法人 京都府レンタカー協会／一般社団法人 大阪府レンタカー協会

一般社団法人 日本自動車連盟 関東本部／一般社団法人 日本自動車連盟 中部本部／一般社団法人 日本自動車連盟 関西本部

協力…警視庁交通部／神奈川県警察本部／山梨県警察本部／長野県警察本部／岐阜県警察本部／静岡県警察本部／愛知県警察／三重県警察／滋賀県警察本部／京都府警察本部／大阪府警察本部



土地所有者の皆様へ

あなたの 土地が狙われています!!

資材置場に使うと言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された。

遊休地にいつの間にか不法投棄されていた。

埋立てに同意したら、説明以上の残土の山にされた。



悪質な事業者は、金銭や甘い言葉であなたの土地を借りたり、購入しようとしています。

そして、土地の権利を得ると、法令や手続きを無視して、短期間のうちに廃棄物や大量の土砂等を持ち込んで、時には、周囲の土地まで迷惑を及ぼすことがあります。

さらに、土地を貸した場合、事業者が行方不明になると、**土地所有者が撤去等の対応**をしなければならないなど、**莫大な損害**を被るケースもあります。

防止策

- うまい話があっても、安易に土地を貸したり、売ったりしない。
 - 自分だけで判断せず、周りに相談する。
 - 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する。
 - 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
 - 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ。
 - 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地などは、しっかり管理する。
- (例) 定期的に見回る、侵入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板を設置するなど。
土地所有者(管理者)としてできる必要な措置を講じておくことが有効です。



不法投棄や不適正な残土埋立て、野焼きの防止や解決には、早期発見・早期対応が最も重要です。
これらを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします!

不法投棄 110

受付時間：平日 8:30~17:15
受付時間外は最寄りの警察署まで。

いつもみんなでむらなく みはれ
0120-536-380

問合せ：茨城県廃棄物規制課 029-301-3035



茨城県民の皆様へ

不法投棄のスマホでの通報に ぜひご協力ください！！

茨城県では、県民の皆様のスマホなどのモバイル端末から、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメント付きで、簡単に投稿できるようになりました。

投稿していただいた不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に提供されます。



使用するアプリ：PIRIKA(ピリカ)

世界最大規模のごみ拾いアプリケーション。

地域の清掃活動の活性化に活用され、これまでにのべ約200万人以上が参加、累計3.4億個以上のごみが回収されている。

ダウンロードはこちらから：<https://sns.pirika.org/>

＜実際のイメージ＞

通報者



データを送信

リアルタイムで情報提供
地図と写真での位置情報共有



茨城県



状況確認・対応

通報の具体的な操作方法につきましては、[茨城県廃棄物規制課ホームページ\(不法投棄対策室\)](#)をご覧ください。



※ 通報に関するご返信はいたしかねます。

また、不法投棄の状況を確認させていただくため、ご連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

問合せ：茨城県廃棄物規制課 不法投棄対策室(029-301-3035)

<2025年>

12月運行管理者等指導講習日程

2025/9/27

12月	1 (月)	【貨物】	一般講習【東ト協多摩支部主催：国立市会場】	10時00分 ～ 16時00分
	2 (火)	【貨物】 ～3日間	基礎講習 1日目【東ト協多摩支部主催：国立市会場】	10時00分 ～ 16時00分
			〃 2日目・3日目	9時30分 ～ 16時30分
	3 (水)	【旅客】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分 ～ 14時00分
	5 (金)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ～ 14時30分
	6 (土)	第6回エコドライブ安全運転講習会【栃ト協主催／会場：トプモータースクール】		9時00分 ～ 16時00分
	6 (土)	【貨物】	一般講習【出張：古河市会場】	10時00分 ～ 16時00分
	7 (日)	～2日間	第9回初任運転者特別教育 1日目【栃ト協主催／会場：トプモータースクール】	10時00分 ～ 18時00分
			〃 2日目	8時00分 ～ 17時15分
	7 (日)	～3日間	基礎講習 1日目	10時00分 ～ 16時00分
			〃 2日目・3日目	9時30分 ～ 16時30分
	10 (水)	第2回適齢ドライバー講座<座学>【茨ト協主催／会場：茨ト協2F】		10時00分 ～ 16時00分
	10 (水)	【貨物】	一般講習	10時00分 ～ 16時00分
	11 (木)	～3日間	基礎講習 1日目	10時00分 ～ 16時00分
			〃 2日目・3日目	9時30分 ～ 16時30分
	15 (月)	【貨物】	テールゲートリフター特別教育(6時間)	10時00分 ～ 17時30分
	15 (月)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分 ～ 14時00分
	17 (水)	～2日間	特別講習 1日目	10時00分 ～ 17時00分
			〃 2日目	10時00分 ～ 17時00分
	20 (土)	【貨物】	一般講習	10時00分 ～ 16時00分
	20 (土)	【貨物】	一般講習【出張：常総市会場】	10時00分 ～ 16時00分
	23 (水)	～2日間	特別講習 1日目	10時00分 ～ 17時00分
			〃 2日目	10時00分 ～ 17時00分
	25 (木)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ～ 14時30分
	27 (土)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分 ～ 14時00分
12/28 より 年末年始休				新年は 1/5 業務開始



国土交通大臣認定業務実施機関

とちぎ安全教育センター

栃木県鹿沼市流通センター66 とちぎ流通センター連合会館内

TEL.0289-74-5070

<http://a-sec.jp>

交通安全かわら版

令和 7 年 10 月
茨城県警察本部交通総務課
No. 34

～ 令和 7 年 9 月末の交通事故 ～

令和 7 年 9 月末の交通事故の特徴【発生件数 52 件、死者 54 人】

- 本県の死者 54人 前年比 -11人 全国ワースト第10位
 - ◇ 人口10万人当たり 1.93人 (全国ワースト第16位)
 - ◇ 自動車1万台当たり 0.20人 (全国ワースト第31位)
 - ◇ 道路千キロメートル当たり 0.97人 (全国ワースト第39位)
- 全国の死者数 1,778人、前年比 -98人 (増減率 -5.2%)

- ◆ 「高齢者」の死者数 31人 (構成率 57.4%)、前年比-3人 (全国ワースト第10位)
- ◆ 「飲酒運転」による死亡事故は 5件、前年比+1件
- ◆ 「高齢者」が第1当事者となる死亡事故は20件、前年比-6件
- ◆ シートベルト非着用の死者数は13人、前年比+2人
- ◆ 県西地域で19人 (構成率 35.2%)

【交通事故の主な特徴】

(1) 市町村 ※高速道路を除く	◇ 多発市町村 8人～ 水戸市(-1) 4人～ 常総市(+2), 古河市(-1)
(2) 第1当事者の 年齢層 (件)	◇ 70歳以上 15件(-5) 60歳代(+1), 20歳代(-5) 各 8件 ◇ 高齢者 20件(-6), 青少年 6件(-2)
(3) 第1当事者の 違反 (件)	◇ 一時不停止 10件(+8) 前方不注意 8件(-8), 運転操作不適 7件(-2)
飲酒運転 (件)	◇ 飲酒運転による交通事故 5件(+1)
(4) 状 態	◇ 四輪車 29人(±0) うち同乗 8人(+1), 歩行者 13人(-8) うち横断中 8人(-6) 自転車 4人(-2), 二輪車 8人(-1)
(5) シートベルト	◇ 四輪乗車中 29人 うちシートベルト非着用 13人(44.8%), 着用 15人(51.7%), 着用不明 1人(3.4%) 非着用13人中、10人(76.9%)は着用していたら助かった可能性あり
(6) 時間・昼夜	◇ 時間帯別 4～6時(+4), 10～12時(+1), 14～16時(+2) 各7人 ◇ 昼間 33人(-2) 構成率 61.1%, 夜間 21人(-9) 構成率 38.9%
(7) 事故類型	◇ 人対車両 12人(-9), うち横断中 8人(-6) ◇ 車両相互 25人(±0), うち出会い頭 17人(+11) ◇ 車両単独 17人(-1), うち工作物 13人(-1) ◇ 列車 0人(-1)
(8) 死者の年齢層	◇ 80歳以上 17人(-3), 70歳代 12人(±0) ◇ 高齢者 31人(-3) 構成率 57.4%, 青少年 4人(±0) 構成率 7.4%
特記事項	◇ 令和7年9月中の死亡事故(発生件数5件, 死者数5人)の特徴 ・事故類型別では、車両単独が3件 ・昼夜別では、昼間が4件 ・死者の年齢別では、高齢者が3人

※注1 「青少年」とは16歳以上24歳以下、「高齢者」とは65歳以上をいう。

2 「飲酒運転」とは原付以上が第1当事者となった事故で、その運転者が飲酒していた場合をいう。

3 ()内は前年比

令和7年度第6回

「初任運転者に対する特別な指導講習会」を開催

9月2日(火)・3日(水)の2日間、茨城県トラック総合会館研修室において、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づく「事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(初任運転者)」を対象とする初任運転者講習会を開催しました。第6回目の今回は、21事業所から24名が参加しました。

茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関の指導員4名により、「運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、実車を用いた指導を除く12時間について、一般的な指導及び監督の実施マニュアル、事業用トラックドライバー研修テキストの他、DVD教材を用いて関係法令、飲酒運転事故事例、SAS検査の重要性、さらには「危険の予測及び回避」における実際のドライブレコーダー映像を用いた教材を活用しながら講習会を実施しました。両日とも講習内容の把握を目的とする理解度テストを実施しながら、受講者全員で講習内容の理解を深めました。

受講者の方々は熱心に聴講され、指導講習会について「初任運転者として必要とする基本的な知識や実例を用いた動画等による説明が多く分かりやすかった。本講習会で学んだ知識を参考にしながら今後の事故防止に努めます」等の意見が聞かれ、安全運転・事故防止についての意識を高めることができました。



初任運転者教育の開催について

（一社）茨城県トラック協会では「初任運転者特別講習」を「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」（国土交通省告示第1366号）に基づき初任運転者に対する座学の15時間以上の教育について、実車を用いて指導する項目を除く教育（12時間）を協会が事業者に代わって開催しますのでご案内します。

記

1 初任教育開催日及び時間

毎月開催

午前9時30分から午後4時30分まで

＊座学12時間の教育内容を、2日間で教育を行います。

2 開催場所

茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）

茨城県水戸市見川町 2440-1 TEL029-303-7201（適正化事業部）

3 初任運転者教育内容

座学12時間：初任教育カリキュラム参照（別添）

なお、実車を用いた教育（積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の特性）については、各事業者において3時間以上実施すること

4 教育対象者

初任運転者（運転手として新たに雇い入れた者で、営業用トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象になります）

5 申込み方法

毎月、開催日の5日前迄を締切りとし、別紙により「初任運転者教育申込書」をFAXまたは、セミナー予約システム

(<https://seminar.ibatokyo.or.jp>)にてお申込み下さい。

（担当者 適正化事業部 郡司（孝）・富永）

初任運転者に対する特別な指導教育カリキュラム

教 育 項 目	教 育 内 容	時間	実施機関	備考
1. 運転の心構え	トラック輸送の社会的重要性、事故の社会的影響、交通事故統計を用いた教育、安全運行の心構え	12時間	茨城県トラック協会	国土交通省発行 一般的な指導及び監督の実施マニュアル及びDVD等を使用
2. 安全確保の遵守すべき基本的事項	トラック運行に係る法令、義務を果たさない場合の影響の把握			
3. 構造上の特性	トラックの特性に合わせた運転、トレーラーの特性に合わせた運転、貨物の特性を理解した運転			
4. 正しい積載方法	偏荷重の危険性、安全輸送のための積付け・固縛の方法、荷崩れ防止のための走行中の留意事項			
5. 過積載の危険性	過積載による事故要因と社会的影響、過積載による罰則、過積載の防止			
6. 危険物運搬上の留意事項	危険物の性状、危険物輸送の基本的事項、タンクローリー運行上の注意事項			
7. 運行経路等の道路及び交通状況	適切な運行経路の選択と経路情報の把握、許可運送における経路選択			
8. 危険予測及び回避	危険予測運転の必要性、危険予測のポイント、危険予知訓練、指差呼称及び安全呼称、緊急時における適切な対応			
9. 運転適性に応じた安全運転	適性診断の必要性、適性診断結果の活用方法			
10. 運転者の生理及び心理的要因	交通事故の生理的・心理的要因、過労運転防止のための留意点、飲酒や薬物影響による危険運転防止のための留意点、ヒューマンエラーを防ぐために			
11. 健康管理の重要性	健康起因の事故と健康管理の必要性、健康管理のポイント			
12. 安全性の向上を図るための援装置を備える運転方法	運転支援装置に係る事故の事例、運転支援装置の性能及び留意点			
小 計 12時間				
1. 日常点検業務	日常点検、点検簿等の記載要領	3時間以上	事業者が実施	実車使用
2. 特性に応じた運転方法	車高、車長、車幅に合わせた運転と死角等			
3. 積載方法及び固縛方法	積付け、固縛要領			
小 計 3時間				
合 計 15時間以上（法定義務）				

別紙

(一社) 茨城県トラック協会適正化事業部 行き
FAX: 0 2 9 - 3 0 3 - 7 2 0 2

令和 年 月 日

(一社) 茨城県トラック協会会員専用初任運転者教育申込書

申込月	開催日	実施時間
	令和 7 年 1 1 月 2 6 日 (水)・2 7 日 (木)	9:30～12:00 13:00～16:30
	令和 7 年 1 2 月 2 日 (火)・3 日 (水)	9:30～12:00 13:00～16:30
	令和 8 年 1 月 7 日 (水)・8 日 (木)	9:30～12:00 13:00～16:30

申込月に「○」印を記入して下さい。

- * 開催場所：茨城県トラック総合会館 (防災・研修センター)
- * 教育は2日間になります。昼食は各自準備をお願いします。
- * 受講者は、事業用トラックドライバー研修テキスト (10冊組) を持参してください。
- * 教育対象者は、運転手として新たに雇い入れた者で営業トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象です。
- * 茨城県トラック協会会員様のみ受講できます。

会 社 名			営業所名		
申込事業所住所	〒				
電話・FAX 番号	TEL	FAX	担当者名		
受講者氏名	フリガナ		生年月日	性別	男性・女性
採用年月日	令和 年 月 日				
受講者の運転 経験に○印	1 事業用自動車 (トラック) の運転経験がない者				
	2 事業用自動車 (トラック) の運転から3年以上離れていた者				
運転免許の種類	普通・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・()				
所属支部	県北・日立・水郡線・常陸那珂・水戸・石岡・土浦・県南・水戸線・常総・古河・県西・鹿行				

= 茨城県トラック協会 会員の皆さまへ =



初任運転者教育がeラーニングで受講できます

＜トラックドライバー初任運転者教育のオンライン型学習システムを導入＞

茨城県トラック協会では、従前より参集型の初任運転者特別講習を開催しておりますが、それに加え、「いつでもどこでも」オンラインで学習し、受講資格を取得することができる**eラーニング(会員限定)**を導入しました。会員事業所のパソコン等から、Webでオンライン受講することができますので是非ともご活用下さい。

国土交通省で定めている「初任運転者に対する特別な指導」の法定義務は15時間以上。そのうち12時間分の座学講座をeラーニングで受講できます。※実車を用いた指導(3時間)は各社で実施し、記録を残して下さい。



座学講座をeラーニングで受講

☆この他、実際にトラックを運転させた安全運転の実技指導(添乗教育等)が20時間以上必要となります。

eラーニングの初任運転者講習はパソコン・スマートフォン・タブレットに対応しており、いつでもどこでも好きな時間に受講することができます。※Wi-Fi環境での受講を推奨いたします。

スマホ用 QR コード



【その他のメリット】

- ・会員事業者や受講対象者の都合に合わせて申込み、受講が可能。
- ・各講座に理解度チェックリストがあり、効果測定後に適切なフォローが可能。
- ・終了後に指導教育記録簿(修了証)、実車を使用しての指導項目教材一式をメールで送付。

【受講要領】

- ① 受講料金：**無料**(会員限定)
- ② 受講期間：5日間を1枠とし、この**5日間に受講完了**する。
- ③ 受講対象：会員事業者の新たに雇い入れた運転者とし、非会員の申込みは受け付けない。
- ④ 受講人数：1枠につき**1事業所2名まで**(1枠最大5名まで)とする。
- ⑤ 申込期限：受講開始日の3日前まで。
- ⑥ 申込**確認**：申込み受付完了後、入力頂いたメールアドレスに予約内容の**確認メールが自動配信されます**。メールアドレスを間違えて入力しますと確認メールが届きませんので、良くご確認の上入力願います。

☆お申込みは上記のQRコード、または
ホームページのネット予約ページから
バナーをタップ!!



令和7年 9月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位
Ⅰ. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	112	3	2.7	
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	112	10	8.9	
			3.自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	112	4	3.6	
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	112	2	1.8	
	1		5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	112	2	1.8	
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	50	0	0	
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	112	0	0	
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	112	0	0	
Ⅱ. 帳票類の整備、報告等	1		1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	66	1	1.5	
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	7	1	14.3	⑥
	1		3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	112	3	2.7	
	1		4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	112	1	0.9	
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	55	7	12.7	⑧
Ⅲ. 運行管理等	1		1.運行管理規程が定められているか。	112	0	0	
	○		2.運行管理者が選任され、届出されているか。	110	0	0	
	1		3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	110	7	6.4	
	1		4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	112	0	0	
	○	3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りを作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	113	31	27.4	③
	3		6.過積載による運送を行っていないか。	112	1	0.9	
	○	3	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	113	13	11.5	⑩
	1		8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	113	1	0.9	
	1		9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	104	4	3.8	
	1		10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	28	6	21.4	④
	○	3	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	112	8	7.1	
	○	2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	85	25	29.4	②
	○	2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	85	18	21.2	⑤
Ⅳ. 車両管理等	1		1.整備管理規程が定められているか。	110	0	0	
	○		2.整備管理者が選任され、届出されているか。	110	0	0	
	1		3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	106	13	12.3	⑨
	1		4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	112	0	0	
	○	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	112	15	13.4	⑦
Ⅴ. 労基法等	1		1.就業規則が制定され、届出されているか。	80	2	2.5	
	1		2.36協定が締結され、届出されているか。	107	2	1.9	
	1		3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	113	1	0.9	
	○	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	112	35	31.3	①
Ⅵ. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	108	1	0.9	
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	107	5	4.7	
Ⅶ. 運輸安全管理	2		1.運輸安全管理の実施は適切か。	112	0	0	

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	49	34	20	4	0	0	107
新規(新規参入)	0	1	0	0	0	0	1
新規(新設営業所)	1	3	0	0	0	0	4
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	1	1
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	50	38	20	4	0	1	113
比率	44%	34%	18%	4%	0%	1%	100%

【荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会】(小倉邦義支部長)

9月17日(水)、茨城県トラック総合会館において、令和7年度第1回荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会を開催しました。

通算で5回目となるこの日の協議会では、茨城労働局の土井昌利健康安全課長のご挨拶に続いて、杉山満健康安全課主任地方産業安全専門官より労働災害の現況及び最近の安全衛生についてご説明がありました。

その後、陸災防本部の大下晃安全管理士より、労働災害の事例を交えながら労働災害防止に基づく荷主等の役割についてご説明をいただきました。

陸災防茨城県支部では、11月26日(水)に開催を予定している当支部主催の「荷役作業安全ガイドライン説明会」、令和8年2月10日(火)に開催する安全衛生管理実務者研修のセミナーの周知について協力を求めるとともに、効果的な方法等について意見を交わし、各機関が可能な範囲で取り組むことを確認しました。

また、各災防団体から職場での労働災害防止、安全衛生対策、安全パトロール等の実施内容について貴重なご意見をいただきました。

結びでは、小倉陸災防茨城県支部長より、各機関に対して引き続きご協力と組織の連携についてお願いをして閉会となりました。

なお、上記の講習会はまだ余裕がありますので、荷役災害防止に関わる方の参加をお待ちしております。



【第40回全国フォークリフト運転競技大会】

9月27日(土)・28日(日)の2日間、陸上貨物運送事業労働災害防止協会は、中部トラック総合研修センターにおいて「第40回全国フォークリフト運転競技大会」を開催しました。

全国各支部の地区大会を勝ち抜いてきた一般の部51名、女性の部19名が出場し、学科、作業前点検及び運転操作の各競技が行われ、フォークリフト運転日本一を競いました。

茨城県支部からは、一般の部に2名、女性の部に1名が出場し、両部門ともに健闘されました。

荷役作業での労働災害が多い中、今回の出場選手が全国の職場で他の模範となって労働災害防止に努められることをご祈念します。



厚生労働省補助事業

荷役作業安全ガイドライン

説明会

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、そのうちの約7割は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。また、本ガイドラインが令和5年3月に改正されたことを踏まえ、テールゲートリフターやロールボックスパレットについても解説を行います。

開催日時 令和7年11月26日(水) 13:30-16:00

開催場所 (一社)茨城県トラック総合会館
(住所 水戸市見川町2440-1)

定員 70名(先着順です)

内容 荷役作業安全ガイドラインの解説
(労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等による災害防止に関する内容も含まれます。)



参加費及びテキスト代 無料

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防茨城県支部までファックスでお申込み下さい。
なお、受講票等は送付いたしません。
申込締切は、令和7年11月12日(水)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、受講証明書をお渡しします。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防) 茨城県支部 TEL:029-303-7203
(切り取らずにそのまま送信してください。)

参加申込書

FAX.029-303-5070

ふりがな 参加者氏名①			所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②			所属・役職	
事業場名	(業種:)			
所在地 電話番号	〒 - 電話番号() -			

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外には使用いたしません。

令和7年11月・12月 陸災防茨城県支部講習会のご案内

講習内容・申込書は、陸災防のホームページ（茨城県支部）をご覧ください。

*** フォークリフト運転技能講習は年に1回の土日開催です。**

<令和6年11月開催講習会>			
講習名	小型移動式クレーン運転技能講習	講習名	フォークリフト運転業務従事者安全教育
講習日	学科11月7日(金)・8日(土) 実技:9日(日)	講習日	11月21日(金)
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)	講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会 員)	35,640円(テキスト代支部負担)	受講料(会 員)	9,185円(テキスト代1,705円含)
受講料(非会員)	37,320円(テキスト代1,680円含)	受講料(非会員)	11,275円(テキスト代1,705円含)
受講資格	18才以上	受講資格	フォークリフト運転業務従事者
講習名	はい作業主任者技能講習	講習名	フォークリフト運転技能講習
講習日	11月27日(木)・28日(金)	講習日	学科:11月29日(土) 実技:30日(日)・12月6日(土)・7日(日)
講習場所	鹿嶋市商工会館 (鹿嶋市宮中2-1-34)	講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会 員)	16,280円(テキスト代支部負担)	受講料(会 員)	36,630円(テキスト代支部負担)
受講料(非会員)	17,875円(テキスト代1,595円含)	受講料(非会員)	38,280円(テキスト代1,650円含)
受講資格	18才以上、3年以上の実務経験者	受講資格	18才以上、普通運転免許以上所有

<令和6年12月開催講習会>			
講習名	フォークリフト運転技能講習	講習名	安全衛生推進者養成講習
講習日	学科:11月29日(土) 実技:30日(日)・12月6日(土)・7日(日)	講習日	12月18日(木)・19日(金)
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)	講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会 員)	36,630円(テキスト代支部負担)	受講料(会 員)	17,270円(テキスト代2,530円含)
受講料(非会員)	38,280円(テキスト代1,650円含)	受講料(非会員)	17,270円(テキスト代2,530円含)
受講資格	18才以上、普通運転免許以上所有	受講資格	安全衛生推進者に選任予定者及びこれに準ずる者

～ 茨城県トラック協会会員へお知らせ ～

会員は技能講習(フォークリフト、はい作業主任者、小型移動式クレーン)を労働局長登録教習機関において受講した場合、および各教習機関等においてテールゲートリフター特別教育を受講した場合、トラック協会への請求により一定額の助成金が支給されます。

詳細は、トラック協会業務部へお尋ね下さい。

～ 講習会に参加する方へお願い ～

受講者の確認のため、運転免許証の掲示をお願いすることがあります。
発熱等の症状がみられる場合、受講を見合わせて下さい。

各講座、開始時間の10分前までに集合して下さい。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 茨城県支部

TEL:029(303)7203

FAX:029(303)5070

「新規入会会員」 よろしくお願ひします。 令和7年9月1日現在 理事会承認

入会申込日	支部名	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話
R7.7.7	石岡	関 東 誠 和 梱 包 運 輸(株) 石岡営業所	畦 淳 造	石岡市正上内 1-10	0299-56-3352
R7.7.14	土浦	リンクス (有) L I N K S 土浦営業所	吉 田 稿	土浦市東真鍋町 8-22	029-822-7520
R7.7.29	県南	サン ショウ (有) 山 松 運 輸	長 瀬 まち子	つくば市茎崎 447-116	029-886-7625
R7.7.31	常総	(株) ア ー ル ズ	初 見 良 子	つくば市高野台 2-10-3-204	029-896-6955
R7.8.1	水戸線	(株)関 東 物 流 サ ー ビ ス 笠間営業所	三 原 宏 治	笠間市来栖 2864-13	0296-72-6161
R7.8.5	水戸	(株) ヒ ノ トランスポート HINO TRANSPORT	神 部 美樹子	水戸市元吉田町 99-8	029-350-8890
R7.8.6	常陸那珂	(株) エイチ アール ティー H R T	鈴 木 正 悟	ひたちなか市東大島 2-11-24 アシストビル 4F	029-353-3145
R7.8.7	石岡	(株) ヤマトインテグレート 東茨城営業所	保 田 知 利	小美玉市西郷地 1765-4	0299-36-7350
R7.8.22	石岡	ミ ナ ト 工 業 (株)	柴 山 清 一	石岡市上林 82-3	0299-43-0868

「退会会員」 お世話になりました。 令和7年9月1日現在 理事会承認

退会年月日	支部名	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
R7.7.31	水戸線	(株)ケイビーエス 笠間営業所	三 原 宏 治	笠間市来栖 2864-13
R7.7.10	水戸	日本郵便(株) 水戸中央郵便局	高根沢 清 一	水戸市金町 2-5-43
R7.6.30	鹿行	(合) R E I W A	高 須 正 治	鹿嶋市田野辺 540-2
R7.7.31	常陸那珂	那 珂 湊 通 運 (株)	大 貴 勝	ひたちなか市ナメシ 1124-2

茨城県トラック協会人事異動（敬称略）

発令日：令和7年10月1日付

小松崎貴之 総務部部長（総務部部長代理）

軽油価格調査集計表(2025年8月)

2025年9月25日現在
(公社)全日本トラック協会

単純集計表

地区:関東／県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	123.62	113.23	125.16

元売別集計表

地区:関東／県(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	122.45	113.93	126.44
出光昭和シェル	123.00	114.40	135.30
コスモ	118.40	113.65	
その他	125.41	110.84	122.62

月間購入量別集計表

地区:関東／県(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30kℓ 未満	124.61	113.00	126.09
30～50kℓ 未満	120.15	114.77	122.00
50～100kℓ 未満	114.72	106.74	119.50
100kℓ 以上		114.38	119.00

支払期限別集計表

地区:関東／県(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	127.23	113.49	125.22
30～60日未満	124.63	112.59	124.69
60日以上	119.10	115.75	127.55

軽油価格推移表

地区:関東／県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年 4 月	132.93	122.96	131.07
2025年 5 月	129.32	116.54	127.45
2025年 6 月	123.44	110.00	119.49
2025年 7 月	125.61	111.87	123.09
2025年 8 月	123.62	113.23	125.16

※消費税抜きの価格となります。

高野モナミのドライバー幸せ道案内

11/1~30

A型

★ラッキーアイテム：シャープペンシル
★ラッキーナンバー：1
★ラッキーカラー：レッド
★開運フード：ピスタチオ

今まで、あなたが蓄えてきた力を一気に解放する時がきました。ここからは、遠慮せずにアクセルを思いきり踏んで、持てる能力や実力を余すところなく解放してくださいね。何事にも臆することなく、果敢に挑戦を。新しいことに飛び込むチャレンジ精神が、あなたの運気をどんどん加速させていきます。迷いがあれば、ドライブで気分爽快に！ただし、勢いあまってスピードの出し過ぎにはご注意ください！

B型

★ラッキーアイテム：マイボトル
★ラッキーナンバー：24
★ラッキーカラー：ブルー
★開運フード：チョコレート

今月の運気は、無理をすることなく体調を整えると良いですよ。「いつも元気だから」と過信は禁物。また、健康診断を怠ってはいけません。不調を感じたら休息をとってください。車のボディーも同じです。一度、車のメンテナンスに気を配ってみましょう。「タイヤの調子は？」「バッテリーやガソリンの容量は？」「エンジンオイルは充分？」など、念には念を入れて確認すれば、『備えあれば憂いなし』ですね。

血液型別

O型

★ラッキーアイテム：傘
★ラッキーナンバー：51
★ラッキーカラー：オレンジ
★開運フード：おむすび

カーブが続く道(ワインディングロード)の走行は、目線を遠くに置くことが大切。視線はカーブの出口に。視界が悪いタイトなカーブには道路脇にミラーが設置されているので、対向車の有無を確認して曲がりましょう。今月の運気は、右往左往はあるものの最終的にはうまくいく流れです。運転中は、いま目の前にあることに集中して、先の展開を見据えましょう。そうすれば未来の道は開けます！

AB型

★ラッキーアイテム：メモ用紙
★ラッキーナンバー：89
★ラッキーカラー：イエローグリーン
★開運フード：レモネード

高速道路では単調に車が進んでいくので、眠気に襲われたり、集中力が切れそうになりますよね。また、同じような姿勢をとりつづけるので疲れも出てきます。サービスエリアやパーキングエリアで休憩をこまめに取り、ストレッチをしたり、目を休めたりしましょう。プライベートでは穏やかな運気まわりです。何もない平凡な日々は物足りない・・・と刺激を求めたりせずに、有り難さに感謝しましょう。

モナミの今月のことば 11月

11月に入ると、年末が近づいてきますね。イベントも多いですし、連休もいくつか控えています。11月のうちに年内にやれること、やらなければならない事を把握して、事前に計画を立ててみましょう。早めに予定を立てると安心ですよ。しっかり計画を立てれば、今年の年末は運氣的に充実していそう。今年残り少ない日々を楽しみましょう。

高野モナミ《プロフィール》

電話占い会社「東京エムシー」経営・開運アドバイザー。
「東京エムシー」では、仕事・金運・恋愛などのお悩みを
初回20分/1760円(税込)でお電話でご相談頂けます。
フリーダイヤル 0120-963-416 <https://tokyo-mc.com>



行事予定表

10月		
16	木	第30回全国トラック運送事業者大会 暴力追放茨城県民大会 適性診断
17	金	人材確保・労務環境改善セミナー 高年齢者いきいきワークショップ2025 関東ブロック適正化事業指導員研修会 新規事業者講習会
18	土	関交協運転者特別指導講習会
19	日	
20	月	フォークリフト運転技能講習(学科)
21	火	茨城労働局主催就職応援フェア フォークリフト運転技能講習(実技)
22	水	新規事業者講習会 フォークリフト運転技能講習(実技)
23	木	青年部会事故防止教室(つくば市立秀峰筑波義務教育学校) フォークリフト運転技能講習(実技) 適性診断
24	金	整備管理者選任後研修会 女性部会視察研修会
25	土	全国トラックドライバーコンテスト
26	日	全国トラックドライバーコンテスト
27	月	全国トラックドライバーコンテスト表彰式
28	火	女性部会勉強会 関交協茨城支部親睦ゴルフコンペ
29	水	
30	木	首都圏キット 物流研修会・意見交換会 KYT講習 適性診断
31	金	青年部会事故防止教室(かすみがうら市立下稲吉小学校)
11月		
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	整備管理者選任後研修会
5	水	
6	木	中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー(Web) 適正化事業評議委員会 適性診断
7	金	関東運輸局長表彰式(陸運関係従事者・運管整管適正化)
8	土	
9	日	
10	月	関東圏における自動車事故防止対策検討会
11	火	整備管理者選任後研修会 広報委員会 北関東ブロック適正化指導員研修会
12	水	北関東ブロック適正化指導員研修会
13	木	第61回全国陸災防大会 適性診断
14	金	第61回全国陸災防大会 関東ブロック女性協議会研修会
15	土	

安全運行をモットーに
365日走り続けます

10月9日はトラックの日

(公社)北海道トラック協会	(公社)青森県トラック協会	(公社)岩手県トラック協会	(公社)宮城県トラック協会	(公社)秋田県トラック協会	(公社)山形県トラック協会	(公社)福島県トラック協会	(一社)茨城県トラック協会
(一社)栃木県トラック協会	(一社)群馬県トラック協会	(一社)埼玉県トラック協会	(一社)千葉県トラック協会	(一社)東京都トラック協会	(一社)神奈川県トラック協会	(一社)山梨県トラック協会	(公社)新潟県トラック協会
(公社)長野県トラック協会	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)静岡県トラック協会	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)静岡県トラック協会	(一社)愛知県トラック協会	(一社)三重県トラック協会	(一社)滋賀県トラック協会
(一社)滋賀県トラック協会	(一社)京都府トラック協会	(一社)大阪府トラック協会	(一社)兵庫県トラック協会	(公社)奈良県トラック協会	(公社)和歌山県トラック協会	(一社)鳥取県トラック協会	(公社)島根県トラック協会
(一社)岡山県トラック協会	(公社)広島県トラック協会	(一社)山口県トラック協会	(一社)徳島県トラック協会	(一社)香川県トラック協会	(一社)愛媛県トラック協会	(一社)高知県トラック協会	(公社)福岡県トラック協会
(公社)佐賀県トラック協会	(公社)長崎県トラック協会	(公社)熊本県トラック協会	(公社)大分県トラック協会	(公社)宮崎県トラック協会	(公社)鹿児島県トラック協会	(公社)沖縄県トラック協会	



ホームページ <https://www.ibatokyo.or.jp/> E-mail アドレス info@ibatokyo.or.jp

●社内回覧用

[illegible]